

計算書類に対する注記（社会福祉法人 豊樹福祉会）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産 定額法（平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法）
- ・ 無形固定資産 定額法
- ・ リース資産 該当事項はありません

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金

- ・ 山梨県社会福祉協議会の実施する県退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上しています。

賞与引当金

- ・ 該当事項はありません。

3. 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・ 山梨県社会福祉協議会の実施する山梨県民間社会福祉事業従事者退職手当等共済制度に加入しています。
- ・ 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入しています。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- ・ 当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっています。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
当法人では社会福祉事業のみを実施しているため作成していません。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では公益事業を実施していないため作成していません。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では収益事業を実施していないため作成していません。

- ・ 各拠点区分におけるサービス区分の内容

(1) 本部拠点（社会福祉事業）

(2) 十日市場保育園拠点（社会福祉事業）

※各拠点区分においてサービス区分は設けておりません。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

なお、当期減少額は減価償却費です。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	46,539,411	0	2,245,773	44,293,638
定期預金	0	0	0	0
合計	46,539,411	0	2,245,773	44,293,638

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当事項はありません。

8. 担保に供している資産

該当事項はありません。